

別紙 10 環境負荷軽減型酪農経営支援

第 1 事業の実施方針

我が国酪農は、人が食用にできない牧草等を資源とし、生乳を生産する重要な役割を担うとともに、国土保全、地域活性化等に寄与している。

しかしながら、混住化の進展、国際的な環境意識の高まり等により、酪農の維持・発展に係る環境問題への対策の必要性が拡大している。

このため、環境負荷軽減型酪農経営支援事業により、酪農経営体等が、家畜排せつ物の還元用地を確保し、環境負荷の軽減を図る取組（資源循環促進、地球温暖化防止、生物多様性保全）を支援する。

第 2 事業内容

本事業は、ふん尿の還元等に必要な飼料作付面積の確保を前提として酪農家が行う環境負荷軽減の取組を支援する事業であり、

① ふん尿の還元等に必要な飼料作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農経営体等に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付する「環境負荷軽減型酪農経営支援事業」

② ①の実施のための推進活動、要件確認、環境負荷軽減効果の検証調査等に必要な経費を助成する「環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

1 環境負荷軽減型酪農経営支援事業

I に定めるとおりとする。

2 環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業

II に定めるとおりとする。

I 環境負荷軽減型酪農経営支援事業

第1 事業内容

本事業は、第2に掲げる要件を満たすふん尿の還元等に必要な飼料作物（牧草を含む。以下同じ。）の作付面積の確保を前提として酪農経営者等が行う環境負荷軽減の取組に対し、国が予算の範囲内において飼料作物の作付面積に応じて以下の交付金を交付する事業とする。

- 1 ふん尿の還元に必要な飼料の作付面積を確保しながら環境負荷軽減に取り組んでいる酪農経営者等に対し、第3の1に規定する交付対象面積に応じて交付する交付金（以下「本体交付金」という。）
- 2 本体交付金の交付要件を満たす者のうち有機飼料生産の取組を行う者に対し、第5の1に規定する交付対象面積に応じて追加で交付する交付金（以下「追加交付金」という。）

第2 本体交付金の交付要件

第1の1に規定する本体交付金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 次の要件に適合する酪農経営者又は酪農経営者組織（酪農経営者が直接の構成員となっている法人又は集団をいう。以下同じ。）であること。

（1）酪農経営者

飼料作物作付面積（2に規定する飼料作物作付地の面積（単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作物作付地の面積に、2作目の作付面積を加えたもの）をいう。以下同じ。）を事業実施年度の経産牛飼養頭数（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、その年度の4月1日における満27か月齢以上のホルスタイン種、ジャージー種その他乳用種の雌牛の頭数の合計をいう。以下同じ。）で除して得た面積が、基準面積（北海道においては40アール、都府県においては10アールとする。以下同じ。）以上であること。

（2）酪農経営者組織

以下の要件を満たす組織であって、各構成員及び当該組織それぞれの飼料作物作付面積の合計を各構成員及び当該組織それぞれの経産牛飼養頭数の合計で除して得た面積が、基準面積以上であること。

ア 法人にあっては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。

イ 集団にあっては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、堆肥の生産、散布又はその他環境負荷軽減に配慮した酪農経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

（ア）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

（イ）集団の運営及び構成員の役割に関する事項

（ウ）集団の会計処理に関する事項

- 2 飼料作物作付地（以下のいずれかの要件を満たす土地であって、飼料作物の作付けがあるものをいう。以下同じ。）において、飼料作物を事業実施年度に1作以上作付けしていること。
 - （1）自らが所有する農地又は採草放牧地
 - （2）利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）
 - （3）その他、貸借契約書に目的、受託面積、貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの
 - （4）委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地
 - （5）耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地
- 3 別添1に掲げる環境負荷軽減に資する取組（以下「環境負荷軽減の取組」という。）を2つ以上実践していること。
- 4 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「農業環境規範」という。）又はGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践していること。
- 5 自らが生産した生乳を、原則として事業実施年度に年間を通して出荷すること。
- 6 第6の3の規定により行う飼料作物作付面積及び環境負荷軽減の取組の実施状況の確認等本事業の実施に関し協力すること。
- 7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第6条に係る酪農経営者等の情報の取得、加工、第三者への提供その他の取扱いをすることについて同意していること。
- 8 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第3 本体交付金の交付対象面積及び交付単価

- 1 本体交付金の交付対象面積は、飼料作物作付面積から、第2の2の（5）の農地であって当該年度に水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付される交付金をいう。以下同じ。）の交付対象となっている農地の面積を除いた面積とする。
- 2 本体交付金の交付単価は、10アール当たり1,500円以内とする。

第4 追加交付金の交付要件

第1の2に規定する追加交付金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 第2に規定する本体交付金の交付対象者の要件を満たしていること。

- 2 第2の2に規定する飼料作物作付地において、「有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）」に定める有機飼料又は「有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）」に定める有機畜産用自家生産飼料を生産していること。

第5 追加交付金の交付対象面積及び交付単価

- 1 追加交付金の交付対象面積は、飼料作物作付面積のうち有機飼料又は有機畜産用自家生産飼料の作付面積（両方の飼料を作付している場合にあっては、その合計面積）とする。
- 2 追加交付金の交付単価は、10アール当たり3,000円以内とする。

第6 事業実施手続

1 事業参加申込み

- (1) 本事業に参加しようとする酪農経営者及び酪農経営者組織（以下「事業参加申込者」という。）は、環境負荷軽減の取組を現に実践し、又は確実に行うことを示した計画（別添3-②。以下「環境負荷軽減型酪農実践計画」という。）及び交付金交付先情報（別添3-③）を添付した環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書（別添3。以下、別添3-②及び別添3-③を含め「事業参加申込書」という。）を、都道府県協議会等（本別紙Ⅱの第1の2の事業実施主体をいう。以下同じ。）を経由して地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、事業参加申込書のうち、独立行政法人家畜改良センターへの農家マスタ登録内容（別添3-①）及び交付金交付先情報（別添3-③）について、前年度までに提出した情報に変更がない場合は、事業参加申込書に確認書（別添3-④）を添付して提出することにより、その提出を省略することができるものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者から提出された事業参加申込書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、事業参加申込者ごとに酪農経営整理番号を付与するとともに、別添4により環境負荷軽減型酪農経営支援事業参加申込書総括表（以下「参加申込書総括表」という。）を作成し、(1)の事業参加申込書と併せて地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、(2)により参加申込書総括表を地方農政局長へ提出する場合は、別添5により、参加申込書総括表をもって、あらかじめ当該都道府県協議会等が所在する区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。
- (4) 地方農政局長は、提出された事業参加申込書に、事業参加申込者ごとの経産牛飼養頭数を記載し、第2の1(1)又は第2の1(2)の基準面積の要件を満たしていること、環境負荷軽減型酪農実践計画において事業参加申込者が第2の3に規定する要件を満たす環境負荷軽減の取組を実践する計画となっていること及び第2の2(5)の農地に対する水田活用の直接支払交付金の交付の有無を確認するとともに、当該事業参加申込書の内容を審査し、審査の結果、その内容が適当と認められる場合には、当該事業参加申込書の写しを、都道府県協議会等を経由して事業参加申込者に対し送付するものとする。

- (5) 事業参加申込者は、(4)により送付された事業参加申込書の写しを保管し、3による現地確認等の際に必要な応じ提示するものとする。

2 変更の申出

- (1) 事業参加申込者は、事業参加申込書の内容に変更があったときは、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局長に申し出るものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加申込者からの(1)の申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

3 現地確認等

- (1) 都道府県協議会等は、1(4)の審査の結果、事業参加申込書が適当と認められた事業参加申込者（以下「事業参加者」という。）が、第2の1から8まで及び第4の要件に適合していることについて、別添2に定める方法により現地確認等を行わなければならない。
- (2) 都道府県協議会等は、現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。
- (3) 地方農政局は、必要に応じて都道府県協議会等又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとする。
- (4) 都道府県協議会等は、現地確認等が終了した後、速やかに当該事業参加者ごとの環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書（別添6-①。以下「確認報告書」という。）及び環境負荷軽減型酪農経営支援事業現地確認等報告書総括表（別添7-①及び別添8-①。以下「確認報告書総括表」という。）を作成するものとする。

4 交付申請

- (1) 本事業の本体交付金又は追加交付金（以下「交付金」と総称する。）の交付を受けようとする事業参加者（以下「交付申請者」という。）は、3に規定する現地確認等が終了した後、環境負荷軽減型酪農経営支援事業交付金交付申請書（別添6。以下「交付申請書」という。）を、都道府県協議会等を経由して地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県協議会等は、交付申請者から提出された交付申請書等の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、3(4)で作成した交付申請者ごとの確認報告書を添付した交付申請書等を地方農政局長に提出するとともに、併せて3(4)で作成した確認報告書総括表を、別添7により地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 都道府県協議会等は、(2)の提出を行う場合は、別添8により、確認報告書総括表をもって、あらかじめ都道府県協議会等に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事に協議をしなければならない。この場合、協議を受けた都道府県は必要に応じて、現地確認等を行うことができるものとする。

5 交付決定及び交付金の交付

地方農政局長は、4により提出された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、速やかに交付決定を行い、都道府県協議会等を経由して交付申請者に対し「環境負荷軽減型酪農経営支援事業における交付金の交付決定通知書」（別添9）を交付した上で、交付金を交付する。

6 事業参加申込者死亡時における交付金の交付の承継

- (1) 事業参加申込者が、事業参加申込後に死亡した場合において、当該事業参加申込者の酪農経営を承継する者がいないときは、当該事業参加申込者の相続人は、当該事業参加申込者が存命の間、第2又は第4に掲げる各交付金の交付要件を全て満たしていることを前提として、当該事業参加申込者の交付金の交付を受けることができるものとする。

この際、交付金を受けるための要件のうち第2の5について、「年間」とあるのは、「事業参加申込者の存命の間」と読み替えるものとする。

- (2) (1)により交付金の交付を受けるための手続を行う者は、事業参加申込者の交付金の交付の継承に関する申出書(別添10)に、①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類、③相続人本人の口座で交付金の受領を希望する場合は、相続人の交付金交付先情報(別添10-①)を添付して、事業参加申込者死亡後、速やかに都道府県協議会等を経由し地方農政局に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは事業参加申込書の提出のあった当該年度中とする。

また、都道府県協議会等は、事業参加申込者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

第7 申請書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた者、都道府県協議会等、都道府県及び地方農政局は、本事業の交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第8 交付決定の取消し

地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、本事業の交付金の交付要件を満たさないことが判明したとき又は本事業に関係する法令若しくは処分に違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9 交付金の返還

- 1 地方農政局長は、本事業の交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 地方農政局長は、1により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から国への納付の日までの期間に応じて、年5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 加算金を納付しなければならない場合において、交付金の交付を受けた者は納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

- 5 交付金の交付を受けた者であって、地方農政局長から交付金の返還を命ぜられたものが、これを納期日までに納付しなかったときは、地方農政局長は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 6 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 7 地方農政局長は、3又は5の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 8 7の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、本事業の交付を受けた者からの申請により行うものとする。この申請を行おうとする者は、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを都道府県協議会等を経由して地方農政局長に提出しなければならない。
- 9 地方農政局長は、8の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を行うに当たっては、農林水産大臣に報告しなければならない。

第10 推進に必要な経費

本事業の周知、参加申請、要件確認等の事業の適正な実施に必要な経費については、都道府県協議会等を事業実施主体とする環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業（本別紙のⅡ）により補助する。

Ⅱ 環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業

第1 事業内容

1 事業の取組内容

2に規定する本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の農業協同組合等に委託することができるものとする。

（1）事業参加申込者（本別紙のⅠの第6の1（1）に定める事業参加申込者をいう。以下同じ。）等に対する指導・助言

（2）事業参加申込者への事業参加申込書等の申請手続支援

（3）参加申込書総括表等についての都道府県への協議

（4）飼料作物作付面積及び環境負荷軽減の取組の現地確認等

（5）環境負荷軽減に資する取組による効果の検証の実施及び検証結果の報告

（6）その他の環境負荷型酪農経営支援事業の推進に必要な業務

2 補助要件

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

（1）都道府県協議会（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）

（2）やむを得ない事由により、都道府県協議会が実施主体となることが困難な場合にあっては、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長の協議により、事業実施主体となることを認められた者

第2 事業実施計画等

1 推進事業実施計画の作成手続

事業実施主体の長は、環境負荷軽減型酪農経営支援推進事業実施計画（以下「推進事業実施計画」という。）を別添11により作成し、地方農政局長に申請するものとする。

2 推進事業実施計画の認定手続

（1）地方農政局長は、事業実施主体から1の推進事業実施計画の申請があった場合は、計画の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、当該計画を承認するものとする。

（2）地方農政局長は、（1）により推進事業実施計画を承認した場合は、事業実施主体の長に通知するものとする。

3 業務方法書の作成

（1）2（1）の推進事業実施計画の認定を受けた事業実施主体の長は、本事業を初めて実施しようとする年度の事業開始までに、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。

ア 本事業の実施に関する事項

イ 本事業の実績の報告に関する事項

ウ その他業務運営に必要な事項

（2）事業実施主体の長は、業務方法書の変更がある場合には、（1）の規程に準じ

て行うものとする。

第3 点検評価等

- 1 事業実施主体の長は、国の求めに応じて、環境負荷軽減に資する取組による資源循環促進、地球温暖化防止、生物多様性保全等の効果を検証し、地方農政局長を経由して生産局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体の長は、本事業の実施状況の報告を取りまとめ、翌年度の7月末までに、別添12により地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2に関わらず必要に応じて事業実施主体の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体の長は地方農政局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。